

バス運転者の拘束時間/休息期間確認表

本確認表は「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)の1日の拘束時間及び休息期間の適否を簡易的に判定するものです。あくまで参考とし、その他の基準も含め、別途判断する必要があります。

事業者名:		〇〇観光バス(株)				【1日の拘束時間】原則13時間 ※延長する場合:最大15時間 (14時間超は週3回までが目安)					
営業所名:		本社営業所									
運転者名:		国土太郎									
調査期間		起算日				ツーマン を含は 入はマ ン2 の	拘束時間及び休息期間				
		年	月	日			拘束時間		休息期間		重複なし 拘束時間
日	曜日	前日始業	当日始業	当日終業	翌日終業		15時間超え	9時間以下			
						否	時間	否	時間		
01	水		20:45		11:30		14:45			14:45	
02	木										
03	金		1:30	9:20			13:20		14:00	07:50	
04	土	20:00		11:30		×	15:30		10:40	15:30	
05	日		17:30	23:00			05:30		30:00	05:30	
06	月		20:30	23:30			03:00		21:30	03:00	
07	火										
08	水		13:00	20:00			07:00		37:30	07:00	
09	木		19:30		13:45	×	18:15		23:30	18:15	
10	金		22:40		0:00		14:00	×	08:55	01:20	
11	土		10:00								
12	日										
13	月			1:30							
14	火		12:30		12:45	×	24:15			24:15	
15	水		20:00		23:15	×	27:15	×	07:15	27:15	
16	木								16:45		
17	金		16:00								
18	土				6:15						
19	日		12:45		7:00	×	18:15			18:15	
20	月		17:30	19:30			02:00		10:30	02:00	
21	火										
22	水		6:30		6:30	×	24:00		35:00	24:00	
23	木		11:30		4:14	×	16:44	×	05:00	16:44	
24	金		20:45		14:15	×	17:45		16:31	17:30	
25	土		20:30		1:30		09:30	×	06:15	05:00	
26	日		16:00		18:15	×	26:15		14:30	26:15	
27	月										
28	火		13:45	15:45			09:15		19:30	02:00	
29	水		6:30	9:45		×	15:45		14:45	03:15	
30	木	18:00		18:45		×	24:45	×	08:15	24:45	
31	金										

※ツーマンの場合は1日の最大拘束時間を19時間まで延長でき、また、休息期間を5時間まで短縮できる。

その他、改善基準告示抜粋

- 拘束時間【始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む)】①②のいずれかを選択
 - ①原則 4週間平均で1週間当たり65時間以内、かつ52週3,300時間以内
 - ②原則 1か月当たり281時間以内、かつ1年3,300以内
 - 休息期間【勤務と次の勤務の間の自由な時間】 継続9時間を下回ってはならない
 - 最大運転時間 原則 2日平均で1日9時間を限度、4週平均で1週間40時間を限度
 - 連続運転時間 4時間以内を限度(運転の中断には、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に1回連続10分以上、かつ、合計30分以上の運転をしない時間が必要)
 - 休日労働 2週間に1回以内、かつ、拘束時間の範囲内でなければならない
- ※ その他、労使協定を締結した場合の基準及び隔日勤務、フェリー乗船等の特例、予期し得ない事象への対応時間の取扱い、分割休息、軽微な移動の特例等があります。